

令和 2 年 4 月 8 日

会 員 各 位

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

会 長 平 石 朗

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（その 7）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスに関する本会の対応については、令和 2 年 2 月 25 日付「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（その 2）」（全国老施協発第 2897 号）等において、随時お知らせをしているところですが、今般新たに示された通知等の内容について、下記のとおりお知らせいたします。

特に今般示された感染時の感染拡大防止のための対応を含め対応全体の流れについて、「フローチャート」としておまとめしておりますので是非ご活用ください。

また、「対応方針チェックリスト」についても最新の内容に更新をしております。

これらの資料を含め、新型コロナウイルス対策関係の情報については、以下の URL の新型コロナウイルス対策ページにおいて随時更新して掲載しておりますのでご参照ください。

本会 HP 及び LINE@ においても、最新情報を掲載した場合にはお知らせすることといたしておりますので、お含みおきくださいますようお願いいたします。

① 全国老施協 コロナウイルス関連情報

全国老施協ホームページ > 「緊急情報」の「こちら」をクリック

<https://www.roushikyo.or.jp/>

② 全国老施協 LINE@ QR コード (ID: cpq9255z)



記

■ 厚生労働省通知等

- 1) 令和 2 年 3 月 31 日「「社会福祉施設等に対する新型コロナウイルス対策 身の回りを清潔にしましょう。」の周知について」（介護保険最新情報 vol. 802 厚生労働省老健局認知症施策推進室ほか）

- アルコール等の入手が難しい場合には、石鹼やハンドソープ、熱水や塩素系漂白剤の活用が有効とされており、次亜塩素酸ナトリウムについては商品ごとの希釈方法等が記されている。
- 2) 令和2年3月26日付「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」（介護保険最新情報 vol. 794）
- 現在配布されている布製マスクの電話相談窓口（0120-829-178）や、洗濯方法等について周知しています。なお、厚生労働省もマスク確保のための取組を行っているが、紙製マスクの必要量確保については難しい状況にあり、自治体により最大4月10日ごろまで遅れる場合があるとのこと。
- 3) 令和2年4月3日付「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」等の周知について」（介護保険最新情報 vol. 807 厚生労働省老健局 総務課認知症施策推進室/高齢者支援課/振興課/老人保健課）
- 高齢者や基礎疾患がない方等については、PCR検査が陽性であっても宿泊施設等での療養となる場合があります。その際、同居している者の中に高齢者等がいることが確認された場合には、入院可能な際には入院措置を行うことが周知されています。
- 4) 令和2年4月7日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」（介護保険最新情報 vol. 809 厚生労働省老健局 総務課認知症施策推進室/高齢者支援課/振興課/老人保健課）
- 休業要請を受けて休業している場合等には、一定の条件で、電話による安否確認について、相応の介護報酬の算定が可能であることなどが示されています。
- 5) 令和2年4月7日付「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」（介護保険最新情報 vol. 810 厚生労働省老健局 総務課認知症施策推進室/高齢者支援課/振興課/老人保健課）
- 緊急事態宣言を踏まえ、介護サービス事業所に休業等の要請がなされた場合の対応の留意点について示しているものです。
- 6) 令和2年4月7日付「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（介護保険最新情報 vol. 808 厚生労働省老健局 総務課認知症施策推進室/高

齢者支援課/振興課/老人保健課)

- 本通知は必ずお読みください。
 - 社会福祉施設等において感染症が疑われる方が発生した場合における留意事項については、令和2年3月6日「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(介護保険最新情報 vol. 777)によって示されていましたが、このたび、感染症が発生した場合の感染の拡大の防止策を含めた改訂版として改めて示されました。入所系サービス、通所系サービス、訪問系サービスそれぞれの取扱いが示されています。
 - なお、厚生労働省は、本通知の「1. 感染防止に向けた取り組み」「(3) ケア等の実施に当たっての取組」における「(基本的な事項)」に記載されている「適切な感染防護」の解釈について、物理的に防護服等を備えてケアを行わなければならないことまで求めているわけではなく、本通知等に記載されている感染予防策を講じてケアを行っていれば、濃厚接触者と機械的に判断されることはないものとしています。
 - 厚労省通知においては、感染症が発生した場合の感染の拡大の防止策等について、これまでに比べてより具体化されていますが、現場においてさらに具体的な指針が必要であると考えられる事項があれば、厚労省に対して Q&A の形で示していただくよう要請をして参りたいと考えておりますので、全国老協協担当までメール (js. jigyuu@roushikyo. or. jp) にてご連絡下さい。
- 7) 令和2年4月7日付「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」(介護保険最新情報 vol. 812)
- 新型コロナウイルス感染症が発生した社会福祉施設のためのサージカルマスク、手袋・ガウン・ゴーグル等の衛生・防護用品、消毒用エタノールの確保や供出に関して、都道府県等に対して指針を示されています。
- 8) 令和2年4月7日付「在宅の一人暮らし高齢者に対する見守り等の取組の実施について」(介護保険最新情報 vol. 811)
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため多くの高齢者が外出を控えて居宅で長い時間を過ごすようになることが想定されることから、在宅の一人暮らし高齢者に対する見守りの取り組みについて配慮すべき事項が示されています。

■ 全国老施協の活動

1) 令和2年3月26日 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に伴うマスク等の情報提供について」 発出

○ 各都道府県等老施協事務局に対して、マスクに関する情報提供を行いました。

2) 令和2年4月1日 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に伴う特別養護老人ホーム等における面会制限について」 発出

○ 厚生労働省通知により、「面会については、感染経路の遮断という観点で言えば、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること」とされておりました。

○ しかしながら、新型コロナウイルスのまん延及び長期化に伴い、利用者ご家族等が面会できないことについて、不安が増加している実態もあり、ご家族等とのトラブルに発展する可能性もあったことから、施設及びご家族への対応についての参考資料を頒布しました。

3) 令和2年4月7日 「産業医による新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する相談窓口の創設について」 発出

○ 国内感染例が発見されてから早4か月が経過しようとしており、当初から張り詰めた意識のなかでケアにあたられ、またこれから感染拡大が予想されている地域の介護従事者のみなさまには、精神的負荷が相当に発生しているものと想定されます。

○ こうした介護従事者等のみなさまの精神的負荷軽減を図る観点から、産業医に電話相談ができる「介護従事者等のメンタルヘルスサポート窓口」（JS-MS）を敷設しました。

以上

〔連絡先〕
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
新型コロナウイルス対策チーム（北村・忽那（くつな）・下本）
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
E-mail: js.jigyoun@roushikyo.or.jp